

足寄町農業委員会
第21回総会会議録

自 令和5年11月29日

至 令和5年11月29日

足寄町農業委員会

令和5年11月29日 第21回足寄町農業委員会総会を足寄消防署団員会議室にて招集

開会 午後1時30分

閉会 午後2時00分

1 出席委員

1番 餌取靖徳	2番 吉川友二	3番 遠國和宏
4番 上妻良一	5番 菊地隆志	6番 宮口孝治
7番 松田博幸	8番 遠藤勇	9番 人見華代
10番 石黒彰	11番 岡元義春	12番 吉村進

2 欠席委員

3 議事に参与するもの

事務局 長 山田弘幸
総務担当主査 留田篤史
総務主査 餌取秀和

○議事日程

日程第 1 会期の決定について
日程第 2 会議録署名委員の指名について
日程第 3 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動（相続）について
日程第 4 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について
日程第 5 議案第2号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
日程第 6 議案第3号 土地の現況証明書下付について

第 2 1 回農業委員会総会

令和 5 年 1 1 月 2 9 日

開会 午後 1 時 3 0 分

(開 会)

○議長 ただいまから、令和 5 年度第 2 1 回足寄町農業委員会総会を開催します。

本日は、全員の出席です。

(会期の決定)

○議長 次に、「会期の決定について」を議題とします。お諮りをします。本総会の会期は、本日 1 日にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(全員「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、本総会の会期は、本日 1 日と決定します。

(署名委員の指名)

○議長 足寄町農業委員会会議規則第 1 4 条第 2 項の規定により、本日の議事録署名委員の指名については、5 番菊地隆志委員、6 番宮口孝治委員にお願いします。

それでは、議事に入ります。

(報告第 1 号)

○議長 「報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地の権利移動（相続）について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地の権利移動（相続）について、ご説明申し上げます。

農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地の権利移動（相続）について、相続人より通知がありましたので、報告します。

1 番を説明します。本件は、夫の死亡による相続で、相続人の住所・氏名は、記載のとおりです。

権利を取得した日は、令和 4 年 1 1 月 2 5 日で、土地の所在、面積等は記載のとおりです

なお、本農地について、あっせんの希望はありません。

2 番を説明します。本件は、夫の死亡による相続で、相続人の住所・氏名は、記載のとおりです。

権利を取得した日は、令和 4 年 1 2 月 2 4 日で、土地の所在、面積等は記載のとおりです

なお、本農地について、あっせんの希望はありません。

3 番を説明します。本件は、父親の死亡による相続で、相続人の住所・氏名は、記載のとおりです。

権利を取得した日は、令和 5 年 5 月 5 日で、土地の所在、面積等は記載のとおりです

なお、本農地について、あっせんの希望はありません。

以上で、報告を終わります。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、これで、報告済みとします。

(議案第 1 号)

○議長 「議案第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による農地賃貸借の解約について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第 1 号、農地法第 1 8 条第 6 項の規定による農地賃貸借の解約について、ご説明申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約について、貸主、借主より通知があったので、農地法第18条第1項ただし書の規定に該当するか、ご審議をお願いするものです。

1番から6番まで、一括で説明します。

1番を説明します。本件は、普通畑を貸主、借主双方合意により解約するもので、土地の表示等につきましては、記載のとおりです。

通知書によりますと、合意による解約日は令和5年10月27日で、土地の引渡期日も令和5年10月27日です。

なお、解約された農地は、議案第2号4番で審議します。

2番を説明します。本件は、牧草畑を貸主、借主双方合意により解約するもので、土地の表示等につきましては、記載のとおりです。

通知書によりますと、合意による解約日は令和5年10月27日で、土地の引渡期日も令和5年10月27日です。

なお、解約された農地は、総会終了後の全員協議会で協議します。

3番を説明します。本件は、普通畑を貸主、借主双方合意により解約するもので、土地の表示等につきましては、記載のとおりです。

通知書によりますと、合意による解約日は令和5年10月27日で、土地の引渡期日も令和5年10月27日です。

なお、解約された農地は、議案第2号9番で審議します。

4番を説明します。本件は、普通畑を貸主、借主双方合意により解約するもので、土地の表示等につきましては、記載のとおりです。

通知書によりますと、合意による解約日は令和5年10月27日で、土地の引渡期日も令和5年10月27日です。

なお、解約された農地は、議案第2号11番で審議します。

5番を説明します。本件は、普通畑を貸主、借主双方合意により解約するもので、土地の表示等につきましては、記載のとおりです。

通知書によりますと、合意による解約日は令和5年10月27日で、土地の引渡期日も令和5年10月27日です。

なお、解約された農地は、議案第2号10番で審議します。

6番を説明します。本件は、普通畑を貸主、借主双方合意により解約するもので、土地の表示等につきましては、記載のとおりです。

通知書によりますと、合意による解約日は令和5年10月27日で、土地の引渡期日も令和5年10月27日です。

なお、解約された農地は、議案第2号3番で審議します。

すべての案件において、合意による解約日が引き渡すことになる日の六箇月以内に成立しています。

従って、農地法第18条第1項ただし書の規定に基づき合意解約がなされているため、賃貸借の解約が成立していると判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(議案第2号)

○議長 「議案第2号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議

案第2号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、ご説明申し上げます。

旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、足寄町長渡辺俊一氏より決定を求められた令和5年度第8号農用地利用集積計画について、ご審議をお願いするものです。

1番から5番は、利用権の設定等を受ける者が同一法人であるため、一括で説明します。

1番から3番は、令和5年9月29日開催の第19回足寄町農業委員会総会で、公益財団法人北海道農業公社へ農用地の買入協議に係る要請を行った案件です。

1番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町茂喜登牛2063番ほか19筆、計20筆です。

地目につきましては、公簿は畑、牧場、現況は畑、採草放牧地です。

面積につきましては、268,895㎡のうち、畑が234,088㎡、採草放牧地が34,807㎡です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畑等を売買により所有権の移転を行おうとするもので、所有権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

次に、売買金額ですが、

円、10アール当たり

円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

2番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町茂喜登牛334番1ほか13筆、計14筆です。

地目につきましては、公簿は畑、牧場、

現況は畑、採草放牧地です。

面積につきましては、568,189㎡のうち、畑が290,094㎡、採草放牧地が278,095㎡です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畑等を売買により所有権の移転を行おうとするもので、所有権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

次に、売買金額ですが、

円、10アール当たり

円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

3番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町稲牛62番8ほか14筆、計15筆です。

地目につきましては、公簿は牧場、畑、宅地、現況は畑、採草放牧地です。

面積につきましては、189,181.53㎡のうち、畑が185,690.53㎡、採草放牧地が3,491㎡です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、普通畑等を売買により所有権の移転を行おうとするもので、所有権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

次に、売買金額ですが、

円、10アール当たり

円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

4番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町稲牛63番11ほか2筆、計3筆です。

地目につきましては、公簿は畑、原野、現況は畑です。

面積につきましては、19,653㎡です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法

律関係ですが、普通畑を売買により所有権の移転を行おうとするもので、所有権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

次に、売買金額ですが、

円、10アール当たり 円

で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者から売買したいとの申し出があり、令和5年7月18日開催の稲牛地区の人・農地プラン協議に基づき、売買を進めている案件です。

5番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町茂喜登牛481番1ほか2筆、計3筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況も畑です。

面積につきましては、79,556㎡です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畑を売買により所有権の移転を行おうとするもので、所有権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

次に、売買金額ですが、

円、10アール当たり 円

で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者から売買したいとの申し出があり、令和4年12月9日開催の植坂地区の人・農地プラン協議に基づき、売買を進めている案件です。

議案調査書のとおり、受け手として旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この売買は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

6番を説明します。

局長。

○事務局長 6番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町中足寄15番1ほか29筆、計30筆です。

地目につきましては、公簿は畑、雑種地、宅地、原野、現況は畑、採草放牧地です。

面積につきましては、332,975.15㎡のうち、畑が322,498.15㎡、採草放牧地が5,385㎡です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、普通畑等を使用貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者が経営移譲年金を受給するため農地法第3条により使用貸借されており、今回、期間満了となることから、再設定(継続)するものです。

議案調査書のとおり、受け手として旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この使用貸借は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

7番8番を説明します。

局長。

○事務局長 7番8番は、利用権の設定等をする者が同一人であるため、一括で説明します。

7番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町稲牛42番7ほか22筆、計23筆です。

地目につきましては、公簿は雑種地、畑、牧場、原野、宅地、現況は畑です。

面積につきましては、89, 431. 28㎡です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、普通畑を売買により所有権の移転を行おうとするもので、所有権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

次に、売買金額ですが、

円、10アール当たり 円

で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

8番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町稲牛42番1ほか2筆、計3筆です。

地目につきましては、公簿は畑、雑種地、現況は畑です。

面積につきましては、16, 044㎡です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、普通畑を売買により所有権の移転を行おうとするもので、所有権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

次に、売買金額ですが、

円、10アール当たり 円

で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者から売買したいとの申し出があり、令和5年7月18日開催の稲牛地区の人・農地プラン協

議に基づき、売買を進めている案件です。

議案調査書のとおり、受け手として旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この売買は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

9番を説明します。

局長。

○事務局長 9番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町稲牛172番1ほか2筆、計3筆です。

地目につきましては、公簿は雑種地、畑、現況は畑です。

面積につきましては、8, 163㎡です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、普通畑を売買により所有権の移転を行おうとするもので、所有権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

次に、売買金額ですが、

円、10アール当たり 円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者から売買したいとの申し出があり、令和5年7月18日開催の稲牛地区の人・農地プラン協議に基づき、売買を進めている案件です。

議案調査書のとおり、受け手として旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この売買は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

10番11番を説明します。

局長。

○事務局長 10番11番は、利用権の設定等を受ける者が同一人であるため、一括で説明します。

10番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町稲牛172番5ほか3筆、計4筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況も畑です。

面積につきましては、29,772㎡のうち、25,961㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、普通畑を賃貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

借賃ですが、1年間 円、10アール当たり 円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

11番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町稲牛172番4ほか3筆、計4筆です。

地目につきましては、公簿は畑、原野、現況は畑です。

面積につきましては、4,824㎡のうち、3,176㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、普通畑を賃貸借により利用権の設

定を行おうとするもので、利用権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

借賃ですが、1年間 円、10アール当たり 円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者から賃貸したいとの申し出があり、令和5年7月18日開催の稲牛地区の人・農地プラン協議に基づき、賃貸借を進めている案件です。

議案調査書のとおり、受け手として旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この賃貸借は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

12番から26番を説明します。

局長。

○事務局長 12番から26番までは旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定により賃貸借され、令和5年12月20日を持って期間満了となるため、農用地利用集積計画(賃貸借)を再設定(継続)する案件です。

それぞれの案件の詳細につきましては、議案書に記載のとおりです。

議案調査書のとおり、受け手はすべて旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この賃貸借は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件につきましては、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

27番につきましては、餌取靖徳委員が利用権設定関係者となっています。

農業委員会等に関する法律第31条及び足寄町農業委員会会議規則第12条の規定に基づく議事参与の制限により、本件議案の審議開始から終了まで退席をお願いします。審議終了後、入室、着席して下さい。

暫時、休憩します。

午後 1時 54分 休憩

午後 1時 55分 再開

○議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

27番を説明します。

局長。

○事務局長 27番は旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定により賃貸借され、令和5年12月20日を持って期間満了となるため、農用地利用集積計画（賃貸借）を再設定（継続）する案件です。

案件の詳細につきましては、議案書に記載のとおりです。

議案調査書のとおり、受け手はすべて旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この賃貸借は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件につきましては、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

（全員「質疑なし」の声）

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

暫時、休憩します。

午後 1時 56分 休憩

午後 1時 57分 再開

○議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

28番から54番を説明します。

局長。

○事務局長 28番から54番までは旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定により賃貸借され、令和5年12月20日を持って期間満了となるため、農用地利用集積計画（賃貸借）を再設定（継続）する案件です。

それぞれの案件の詳細につきましては、議案書に記載のとおりです。

議案調査書のとおり、受け手はすべて旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この賃貸借は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件につきましては、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

（全員「質疑なし」の声）

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

（議案第3号）

○議長 「議案第3号 土地の現況証明書下付について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第3号、土地の現況証明書下付について、ご説明申し上げます。

農地法関係事務処理要領の規定に基づき、土地の現況証明について、現況証明書を下付したく、ご審議をお願いするものです。

願出人、所有者の住所氏名につきましては記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町上利別16番1ほか18筆、計19筆です。

本件の公簿地目は畑、牧場で、地目変更を目的に証明を求めるものです。

以上で、説明を終わります。

○議長 本件につきまして、現地調査委員長から調査報告並びに補足説明をお願いします。10番、石黒彰現地調査委員長。

○石黒現地調査委員長 本件は、11月17日、私と菊地委員、遠國委員、事務局で現地確認を行いました。

現地は、原野等の様相であることから、農地及び採草放牧地以外であると確認しました。なお、詳細については局長の説明のとおりです。

以上で、報告・説明を終わります。

○議長 本件については、ただいま局長並びに現地調査委員長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(閉 会)

○議長 以上で、本総会に付議されました議案の審議は全部終了しました。

これで、本日の会議を閉じます。

令和5年度第21回足寄町農業委員会総会を閉会します。

午後2時00分 閉会

議 長 吉 村 進

農業委員 菊 地 隆 志

農業委員 宮 口 孝 治
